

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和7年1月7日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

備蓄物資管理業務委託

(2) 業務目的

物資管理や配送等の専門知識を有する物流事業者等に平時の防災倉庫等の備蓄物資管理業務を委託し、その専門的な知見を最大限活用することにより防災倉庫内の最適化及び物資管理業務の効率化・省力化を図るとともに、備蓄物資の情報を共有・更新できる体制を構築する。

また、受託者とは災害時協力協定を締結し、災害時には備蓄・支援物資のデータ情報を一元管理し、物資供給におけるオペレーション及び配送等に専門的知識を活用することで、災害時の物資供給の迅速性と確実性を向上させる。

(3) 業務内容

備蓄物資の納品・回収、資機材の動作確認、防災倉庫内の棚卸や清掃、整理・見直し等をはじめ、業務における課題抽出・改善を行うとともに、備蓄物資のデータ情報を区の総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システムへ反映する。詳細は実施要領兼説明書参照。

なお、受託者とは、本事業及び配送等の知識・経験を活かして、災害時により迅速かつ確実に物資供給を行うことを目的とした災害時協力協定を締結するものとする。

(4) 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日

※契約期間中であっても、実施状況により委託内容を変更する場合がある。

※令和8年度、9年度についても引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約する予定である。ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを契約の条件とする。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと及び同条第

2項による措置を現に受けていないこと。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (7) 人口5万人以上の自治体における倉庫内整備に係る業務を受託した実績を有していること及び、人口5万人以上の自治体における災害時の物資輸送に関する協力協定を締結した実績を有していること。
- (8) 備蓄物資管理業務委託事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 世田谷区における物流・備蓄・輸送対策の現状と課題、災害対策施策及び本業務内容の理解度
- (2) 業務の実施体制（区との連絡体制、スケジュール、備蓄物資管理要領、情報共有要領等）
- (3) 業務実施内容の充実度及び履行の信頼度
- (4) 業務に要する見積り金額の妥当性
- (5) プレゼンテーション内容の明確性、的確性
- (6) その他（関係法令遵守、作業上の安全対策、受託実績、災害時の対応、追加提案等）

5 手続き等

(1) 担当部課

危機管理部災害対策課災害対策担当 稲嶺、中島

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所東棟3階301番窓口

電 話：03-5432-2262

FAX：03-5432-3014

E-mail：SEA02049@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和7年1月7日（火）～令和7年1月20日（月）正午

場所及び方法：上記（1）での配布又は世田谷区ホームページからダウンロード

※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

（3）参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

期 限：令和7年1月20日（月）正午 必着

提出先：上記（1）に同じ

方 法：持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

（4）提案書等の提出期限、提出先及び方法

期 限：令和7年2月17日（月）正午 必着

提出先：上記（1）に同じ

方 法：持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

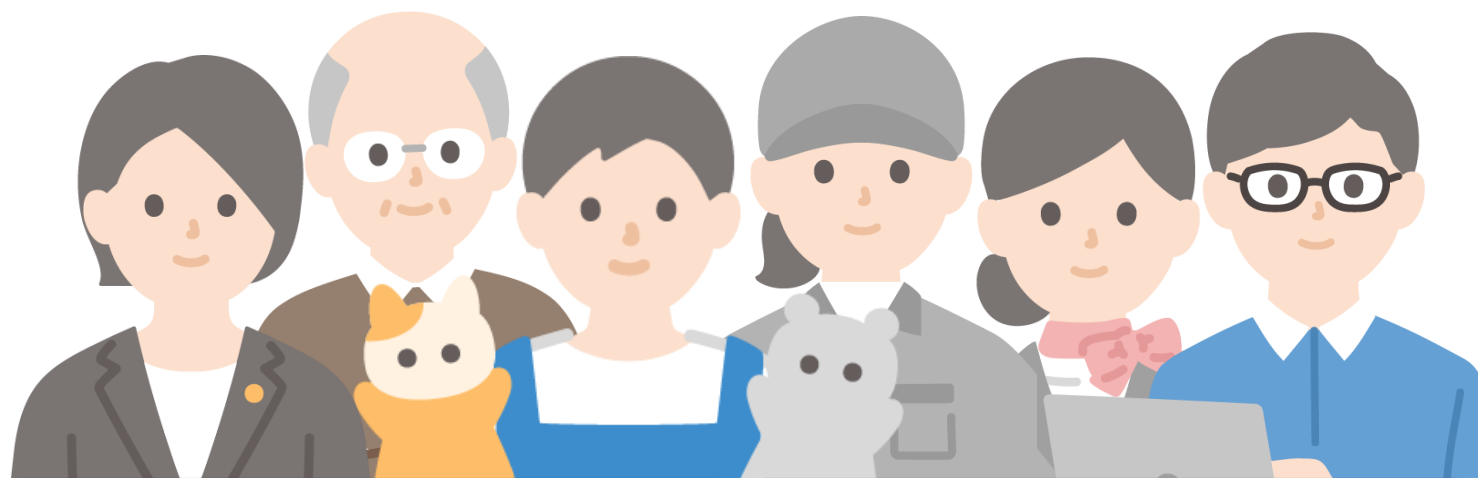
6 その他

- （1）提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- （2）詳細な仕様、契約金額等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として契約を締結し、契約書の作成を行う。
- （3）契約保証金は免除とする。
- （4）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （5）提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- （6）区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。
- （7）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （8）提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- （9）提案者から提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- （10）区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求めることがある。
- （11）関連情報を入手するための照会窓口は、「5（1）担当部課」に同じ。
- （12）本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- （13）本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- （14）提案書の提出後に「2 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- （15）電算処理の業務については、「電算処理の業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。各特記事項の詳細は実施要領兼説明書を参照のこと。

(16) 備蓄物資管理業務委託事業者選定委員会の構成員は次のとおり。

危機管理部長	大塚 勇
危機管理部副参事（物資供給担当）	田丸 正勝
災害対策課長	河野 雄治
砧総合支所長	畝目 晴彦
用地課長	橋詰 貴志

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型 わ く 工	3,188円
普 通 作 業 員	2,699円	さく岩工	3,783円	大 工	3,060円
軽 作 業 員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左 官	3,273円
造 園 工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配 管 工	2,869円
法 面 工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	は つ り 工	3,039円
と び 工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防 水 工	3,634円
石 工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板 金 工	3,443円
ブ ロ ッ ク 工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サ ッ シ 工	3,230円
電 工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内 装 工	3,326円
鉄 筋 工	3,284円	高級船員	3,889円	ガ ラ ス 工	3,177円
鉄 骨 工	2,975円	普通船員	3,135円	建 具 工	2,859円
塗 装 工	3,475円	潜水土	5,015円	ダ ク ト 工	2,869円
溶 接 工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保 温 工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設 備 機 械 工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交 通 誘 導 員 A	2,019円
潜 か ん 工	3,730円	軌道工	5,780円	交 通 誘 導 員 B	1,764円
				上 記 以 外 の 職 種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。